

経過措置期間延長のお知らせ

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更品につきましては、2020年12月10日付、厚生労働省告示第389号にて経過措置期間が2021年3月31日となっておりますが、この度の官報公示（令和3年3月5日告示、令和3年4月1日施行、厚生労働省告示第63号）により経過措置期間が延長されることとなりましたのでご案内申し上げます。今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日：2021年3月31日→2021年9月30日

※翌日の2021年10月1日から保険請求出来ません。

◇自社品

- ・厚生労働省告示第63号：令和3年3月5日告示、令和3年4月1日施行

フルチカゾン点鼻液 50 μ g「トローワ」28噴霧用(統)
 [⇒フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50 μ g「トローワ」28噴霧用(統)]
 フルチカゾン点鼻液 50 μ g「トローワ」56噴霧用
 [⇒フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50 μ g「トローワ」56噴霧用]

(統)は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。
 [参考]厚生労働省告示第60号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件

◇導入品

- ・厚生労働省告示第63号：令和3年3月5日告示、令和3年4月1日施行

アズサレオン錠 10(統)[⇒エピナスチン塩酸塩錠 10mg「SN」(統)](シオノケミカル株式会社)
 アズサレオン錠 20[⇒エピナスチン塩酸塩錠 20mg「SN」](シオノケミカル株式会社)

(統)は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。
 [参考]厚生労働省告示第60号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件

以上